

資料編

資料編

1. 策定経過

年月日	事項	主な内容
令和4年10月31日 ～令和4年12月2日	市民アンケート 回収数 2,054件/3,118件 回収率 65.9%	・一般市民1,196人を無作為抽出し、 また小中学生など1,922人に対し、 食育に関する意識調査を実施
令和5年9月11日	第1回食育推進計画庁内検討会議	・市民アンケート調査結果について ・体系図案について
令和5年10月24日	第2回食育推進計画庁内検討会議	・計画素案について
令和5年11月8日	第1回千歳市保健福祉推進委員会	・計画素案について
令和5年11月14日	第1回千歳市保健福祉調査研究委員会	・計画素案について
令和5年12月4日	厚生環境常任委員会	・計画素案の報告
令和5年12月18日 ～令和6年1月19日	パブリックコメント	・計画素案に対する意見公募
令和6年1月29日	第3回食育推進計画庁内検討会議	・パブリックコメント結果について ・計画案について
令和6年2月9日	第2回千歳市保健福祉推進委員会	・パブリックコメント結果について ・計画案について
令和6年2月16日	第2回千歳市保健福祉調査研究委員会	・パブリックコメント結果について ・計画案について
令和6年2月28日	厚生環境常任委員会	・パブリックコメント結果の報告 ・計画案の報告

2. パブリックコメントの結果概要

【意見募集の集計結果】

1	案件名	第4次千歳市食育推進計画（素案）について	
2	意見募集期間	令和5年12月18日（月）～令和6年1月19日（金）	
3	意見の件数 （提出者数）	0件（0人）	
4	意見の取扱い （対応内容の分類）	① 案を修正するもの	-件
		② 既に案に盛り込んでいるもの	-件
		③ 今後の参考とするもの	-件
		④ 意見として伺ったもの（案件に直接関係がないため）	-件
5	意見の受け取り方法	電子メール	-人
		郵便	-人
		ファクシミリ	-人
		意見箱	-人
		直接持参	-人

3. 千歳市保健福祉調査研究委員会

平成6年4月20日
市長決裁

千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉を取り巻く様々な環境の変化に対応した保健福祉の推進に当たり、総合的に調査、研究し、もって市民の福祉増進を図るため、千歳市保健福祉調査研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の求めに応じて、次の各号に掲げる事項について調査、研究し、意見を具申するものとする。

- (1) 保健、福祉等の市民福祉に関すること。
- (2) その他市民福祉の増進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、22人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体を代表する者
- (3) 市長が別に定めるところにより公募で選考した者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。ただし、補充により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期の満了又は委員の補充以外の理由により新たに委嘱される委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、他の委員の任期の満了日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、関係機関等に職員の出席を要請することができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(委員長への委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則 ~省略~

千歳市保健福祉調査研究委員会名簿

(任期 令和4年12月1日から令和6年8月31日まで)

選出区分	選出機関・団体等	役職等	氏名
知識及び経験を有する者 要綱第3条第2項第1号	千歳医師会	理事	尾谷 浩
	千歳市歯科医師会	総務	山崎 厚
	北海道千歳リハビリテーション大学	学部長	信太 雅洋
保健福祉関係機関、団体 を代表する者 要綱第3条第2項第2号	千歳市社会福祉協議会	副会長	齊藤 元彦
	千歳市民生委員児童委員連絡協議会	副会長	松本 祐希子
	ちとせの介護医療連携の会	システム情報管理課 係長	坂本 大輔
	千歳市老人クラブ連合会	副会長	長崎 由春
	千歳身体障害者福祉協会	顧問	伊東 ミツ子
	千歳市手をつなぐ育成会	監査	木村 千秋
	千歳市母子会	会長	大廣 奈津子
	千歳市女性団体協議会	運営委員	皆木 尚美
	千歳市町内会連合会	副会長	荒 洋一
	千歳市赤十字奉仕団	福祉部長	水上 るみ子
公募で選考した者 要綱第3条第2項第3号	一般公募		山本 邦江
	一般公募		菅原 しおり
市長が必要と認める者 要綱第3条第2項第4号	千歳市社会教育委員の会議		丹波 泰哉
	千歳商工会議所女性会	副会長	太田 千鶴子
	千歳市私立幼稚園連合会	認定こども園 千歳第2幼稚園園長	中野 円
	千歳市私立保育所連合会	社会福祉法人千歳洋翔会 あんじゅ認定こども園園長	亀浦 正幸

4. 千歳市保健福祉推進委員会

平成14年1月23日

市長 決 裁

千歳市保健福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 市における保健福祉に係る各種施策を総合的かつ有機的に推進するため、千歳市保健福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画に関すること。
- (3) 介護保険事業計画に関すること。
- (4) 障がい者計画に関すること。
- (5) 障がい福祉計画に関すること。
- (6) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (7) 健康増進計画に関すること。
- (8) 食育推進計画に関すること。
- (9) 障がい児福祉計画に関すること。
- (10) 自殺対策計画に関すること。
- (11) その他保健福祉等に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は保健福祉部長を、副委員長はこども福祉部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の構成員及び運営に関する事項は、保健福祉部長が別に定める。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則 ~省略~

千歳市保健福祉推進委員会名簿

別 表

保健福祉推進委員会の構成

所 属	保健福祉推進委員
企画部	次長
次世代半導体拠点推進室長	次長（総務・企画担当）
	次長（事業調整担当）
総務部	次長（総務・財務担当）
	次長（組織・人事担当）
市民環境部	次長
	環境センター長
保健福祉部	部長〈委員長〉
	次長（福祉・救急医療担当）
	次長（保健担当）
こども福祉部	部長〈副委員長〉
	次長
産業振興部	次長
	産業支援室長
観光スポーツ部	次長
建設部	次長
市立千歳市民病院事務局	次長
消防本部	次長
教育部	次長

5. 千歳市食育推進計画庁内検討会議設置要綱

平成30年6月19日

市長決裁（保健福祉部長専決）

千歳市食育推進計画庁内検討会議設置要綱

（設置）

第1条 本市における食育推進計画の策定に当たり、関係各課との連携を密にし、円滑かつ効率的な検討を行うため、千歳市食育推進計画庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 食育推進計画の基本方針及び基本構想に関すること。
- (2) 食育推進計画の素案の作成に関すること。
- (3) その他食育の推進のため必要があると認められる事項に関すること。

（組織）

第3条 検討会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 保健福祉部次長（保健担当）
- (2) 市民環境部市民生活課長
- (3) 市民環境部環境センター廃棄物対策課長
- (4) 保健福祉部高齢者支援課長
- (5) 保健福祉部健康づくり課長
- (6) 保健福祉部母子保健課長
- (7) 保健福祉部市民健康課長
- (8) こども福祉部こども政策課長
- (9) こども福祉部こども家庭課長
- (10) こども福祉部子育て総合支援センター長
- (11) こども福祉部認定こども園つばさ園長
- (12) こども福祉部認定こども園ひまわり園長
- (13) 産業振興部農業振興課長
- (14) 観光スポーツ部交流推進課長
- (15) 教育部学校教育課長
- (16) 教育部学校給食センター長

（委員長及び副委員長）

第4条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員長に保健福祉部次長、副委員長に保健福祉部健康づくり課長をもって充てる。

2 委員長は検討会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 検討会議は委員長が招集し、これを主宰する。

(作業部会)

第6条 検討会議の所掌事項についての調査、検討等を行うため、作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会の構成員及び運営に関する事項は、保健福祉部長が別に定める。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、保健福祉部健康づくり課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 ~省略~

6. 用語解説

	用語	解説
か 行	共食 <small>きょうしょく</small>	一人で食べるのではなく、家族や友人、職場や地域の人など、誰かと共に食事をする事です。本計画内では家族との共食を指標としています。「共食」に対して、一人で食事することを「孤食」といいます。
	ケータリング	一般的に指定会場のテーブルセッティングから後片付けまでを担い、サービススタッフが常駐して、一番おいしい状態で料理を提供してくれるサービスの事です。
	孤食	家族が不在の食卓で、一人で食事することを意味します。好き嫌いを注意してくれる人がいないので、好き嫌いを増やす原因になりやすくなります。また、好きなものばかり食べる傾向になり、栄養が偏りがちになります。それに加えて、コミュニケーションの機会が不足したことにより、社会性や協調性のない人間に育ってしまう恐れがあります。「孤食」に対して、複数で食事することを「共食」といいます。
	こども食堂	地域住民等による自主的な取組として、無料又は安価で栄養のある食事や団らんを提供し、地域でこども達を温かく見守る場所です。一般的にボランティアで運営され、善意で提供された食材や寄付等をもとに、工夫を凝らした活動が展開されています。
	コンポスト	英語のcompostからきており、家庭から出る生ごみや落ち葉、下水汚泥などの有機物を微生物の働きを活用して発酵・分解させ堆肥を作ることです。
さ 行	食育	様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる事です。 平成17年(2005年)に成立した食育基本法においては、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置付けられています。
	食生活改善推進員	食生活の改善を通じた健康づくりを推進する住民ボランティアの事です。市が実施する養成講座修了者が、栄養・食生活に関する正しい知識の普及啓発など、地域に密着した活動を行います。
	食品ロス	売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されることです。
	生活習慣病	平成8年(1996年)に公衆衛生審議会において、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」を「生活習慣病」として定義されています。
た 行	千産千消	千歳市では、千歳産の農産物を千歳市民が消費する「千産千消」を進めています。地産地消（国内の地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取組）と同じ意味です。
	チャットボット	「チャット」と「ボット」を組み合わせた言葉で、人工知能を活用した「自動会話プログラム」の事です。「チャット」とは、インターネットを利用したリアルタイムコミュニケーションのことで、主にテキストを双方向でやり取りする仕組みになっています。「ボット」とは、「ロボット」の略で、人間に代わって一定のタスクや処理を自動化するためのプログラムの事です。

	用語	解説
な 行	内食 ^{ないしょく}	外食の対語で、家で素材から調理したものを食べることをいいます。
	中食 ^{なかしょく}	レストラン等へ出かけて食べる「外食」と、家庭内で手作り料理を食べる「内食」の中間にあって、市販の弁当・惣菜や出前・仕出し等、家庭外で調理された食品を家庭や職場・学校・屋外等へ持ち帰り、調理加熱せずに食べられる状態に調理された食品の総称をいいます。
	ネウボラ	フィンランド語で“ネウボ(neuvo) = アドバイス”の“ラ(la) = 場所”という意味で、妊娠・出産・子育てをワンストップで支援する仕組みのことです。
は 行	BMI	肥満度を表す指標に用いられている体格指数で、 $[\text{体重(kg)}] \div [\text{身長(m)}]^2$ で求められます。BMI値22が標準体重であり、最も病気になりにくい状態であるとされています。
	PDCAサイクル	Plan (計画)、Do (実行)、Check (測定・評価)、Action (対策・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念のことです。
	肥満度	子どもの肥満度を標準体重に対して実測体重が何%上回っているかで評価します。3歳以上6歳未満の幼児は、幼児身長体重曲線(性別・身長別標準体重)を用いた評価方法で $[\text{実測体重(kg)} - \text{身長別標準体重(kg)}] / \text{身長別標準体重(kg)} \times 100(\%)$ で求められます。 児童・生徒は、学校保健統計調査方式(性別・年齢別・身長別標準体重)を用いた評価方法で、 $[\text{実測体重(kg)} - \text{身長別標準体重(kg)}] / \text{身長別標準体重(kg)} \times 100(\%)$ で求められます。
	フレイル	医学用語である「frailty (フレイルティー)」の日本語訳で、病気ではないが、年齢とともに筋力や心身の活力が低下し介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態のことです。
ま 行	メタボリックシンドローム	内臓脂肪の蓄積によって、高血圧や糖尿病などの生活習慣病の重なりが起こっている状態のことです。

第4次千歳市食育推進計画

令和6年3月発行

発行 千歳市

編集 千歳市保健福祉部健康づくり課

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

電話 0123-24-0768 ファックス 0123-24-8418

市ホームページ <http://www.city.chitose.lg.jp/>

第 4 次
千 歳 市
食 育 推 進 計 画

